

札幌市介護保険条例

目次

第2章 介護保険事業計画（第2条・第2条の2）

（介護保険事業計画推進委員会）

第2条の2 計画の推進を図り、介護保険事業の円滑な実施を確保するため、札幌市介護保険事業計画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- （1） 計画の策定、進行管理及び評価について調査審議し、及び意見を述べること。
- （2） 前号に定めるもののほか、介護保険事業の実施に関する重要な事項について調査審議し、及び意見を述べること。

3 委員会は、委員23人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1） 被保険者
- （2） 学識経験者
- （3） 保健、医療又は福祉の関係者
- （4） 介護サービスの提供に携わる者
- （5） その他市長が適当と認める者

5 委員の任期は、3年間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

8 委員会はその定めるところにより、部会の決議をもって委員会の決議とすることができる。

9 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。